



環境省

エコアクション21

認証番号 0002753

環境経営レポート

2023年度

2023年9月1日～2024年8月31日



Always Keep Our Heart Warm.

2024年11月30日 発行



伸栄産業株式会社



目次

| | | |
|-----|----------------|----|
| 1. | 環境経営方針 | 3 |
| 2. | 事業の概要 | 4 |
| 3. | 環境経営システム組織図 | 10 |
| 4. | 中長期環境経営目標 | 11 |
| 5. | 環境経営計画 | 12 |
| 6. | 環境経営目標および実績と評価 | 13 |
| 7. | 次年度の取り組み内容 | 17 |
| 8. | 環境コミュニケーションの実施 | 18 |
| 9. | 環境関連法規等の遵守状況 | 20 |
| 10. | 全体の評価と見直し | 21 |



環境経営方針

基本理念

伸栄産業株式会社は、豊かで美しい自然に恵まれたしまなみ地域に根ざす企業として、かけがえのない地球環境の保全は事業活動の重要な要素として位置づけるとともに、環境保全活動に自主的・積極的に取り組むことにより、人・地球・地域に優しい企業となることを目指します。

基本方針

- 1 全ての業務において環境経営を継続的に改善し、省資源、省エネルギーに努め、二酸化炭素排出量・廃棄物量の削減、及び節水を行います。
- 2 環境性能向上に向けたリサイクル材の販売量を増加します。
- 3 輸送効率の向上とエコドライブを推進します。
- 4 産業廃棄物(がれき類)の再利用を促進します。
- 5 環境関係法令・条例を遵守します。
- 6 環境保全活動の取組みを適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施します。
- 7 地域の清掃美化活動に、参加し地域貢献活動を推進します。
- 8 社内外に積極的な情報開示とコミュニケーションを推進します。

2007年 4月 1日 制定

2020年 7月 1日 改定

伸栄産業株式会社

代表取締役 高橋伸也

2. 事業の概要

1) 名称および代表者名

伸栄産業株式会社
代表取締役 高橋 伸也



2) 所在地

本社営業所 愛媛県今治市天保山町6丁目7番地5
骨材事業部 愛媛県今治市天保山町6丁目4番地3

3) 環境対策室

統括責任者 高橋 伸也 TEL : 0898-22-5550
環境管理責任者 高橋 伸也 E-mail : info@shinei-i.com
同上

4) 事業内容

産業廃棄物収集運搬業
一般貨物自動車運送業
骨材販売業
建設業



5) 事業規模

設立 昭和49年9月14日 資本金 2,000万円
事業年度 9月1日~翌年8月31日

| 指標 | 単位 | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 万円 | 17,198 | 20,205 | 24,857 |
| 従業員 | 人 | 12 | 12 | 13 |
| 事業用面積 | m ² | 4,504 | 4,504 | 4,504 |
| 一般貨物輸送量 | t | 1,036,463 | 1,473,136 | 1,549,860 |
| 受託産廃運搬量 | t | 3,378 | 3,590 | 1,943 |
| 再生骨材販売量 | t | 7,710 | 4,825 | 4,316 |

6) 許可内容

産業廃棄物収集運搬業許可（愛媛県）

許可番号 03801002165

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県今治市天保山町六丁目7番地5
氏名 伸栄産業株式会社
代表取締役 高橋 伸也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県今治保健所長 岡田 克俊



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年11月17日
令和11年11月16日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）

(産業廃棄物の種類)

燃えがら、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

当初許可 平成 6年11月17日
更新許可 平成11年11月17日
事業範囲の変更（燃えがら、廃油、紙くず、繊維くず 以上4種類の追加） 平成16年11月 1日
代表者変更（旧：高橋 廣文） 平成16年11月 9日

（裏面に続く）

（裏面）

更新許可 平成16年11月17日
更新許可 平成21年11月17日
事業範囲の変更（ゴムくず 以上1種類の追加） 平成22年 4月15日
更新許可 平成26年11月20日
更新許可 令和 元年11月17日
更新許可 令和 6年11月17日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無


産業廃棄物収集運搬業許可（広島県）

許可番号 第03400002165号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県今治市天保山町六丁目7番地5
氏名 伸栄産業株式会社
代表取締役 高橋 伸也

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦 

許可の年月日 令和2年7月3日
許可の有効年月日 令和7年7月2日

1. 事業の範囲
事業の区分 収集運搬（積替入・保管は含まない。）
産業廃棄物の種類 がれき類（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替入又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替入又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替入のための保管上皿及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替入許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替入許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬車両一覧

| 車両形式 | 車両番号 | 最大積載量(kg) |
|------------|--------------|-----------|
| 軽四ダンプ | 愛媛480 り 6654 | 1,480 |
| 小型ダンプ | 愛媛44 あ 4404 | 2,000 |
| 大型トラック | 愛媛130 か 104 | 7,800 |
| クレーン付きトラック | 愛媛130 を 106 | 3,000 |
| 中型ダンプ | 愛媛430 あ 107 | 3,000 |
| 中型ダンプ | 愛媛430 あ 108 | 3,000 |
| 中型ダンプ | 愛媛131 え 110 | 3,800 |
| 中型ダンプ | 愛媛11 い 2801 | 3,850 |
| 大型ダンプ | 愛媛130 か 114 | 9,700 |
| 大型ダンプ | 愛媛131 え 115 | 9,800 |
| 大型ダンプ | 愛媛130 え 116 | 8,900 |
| 大型ダンプ | 愛媛130 を 117 | 9,700 |
| 大型ダンプ | 愛媛130 え 118 | 8,900 |
| 大型ダンプ | 愛媛131 い 120 | 9,200 |
| 大型ダンプ | 愛媛130 い 121 | 9,400 |
| 大型ダンプ | 愛媛130 え 122 | 9,400 |
| 大型ダンプ | 愛媛11 き 8088 | 9,300 |



一般建設業許可（愛媛県）



令和 3年 9月10日

仲栄産業（株）

高橋 伸也 様

愛媛県知事 中村 時広



一般 建設業の許可について（通知）

令和 3年 8月 27日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

| | |
|---------|---|
| 許可番号 | 愛媛県知事 許可（般 - 3）第 9241号 |
| 許可の有効期間 | 令和 3年10月 5日から 令和 8年10月 4日まで |
| 建設業の種類 | 土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業 |
| | とび・土工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業 |

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 8年 9月 4日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）





媛運輸第405号

認 可 書

伸栄産業株式会社
代表取締役 高橋 伸也 殿

平成17年7月1日付け申請の一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更は、下記のとおり認可する。

記

- 1 変更する乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
本社営業所
休憩睡眠施設 愛媛県今治市天保山町6丁目7-5 32m²
- 2 変更する自動車車庫の位置及び収容能力
本社営業所
第一車庫 愛媛県今治市天保山町6丁目7-5 631m²
- 3 新設する自動車車庫の位置及び収容能力
本社営業所
第二車庫 愛媛県今治市天保山町6丁目7-6 683m²

平成17年7月13日

愛媛運輸支局長 三宅 正人



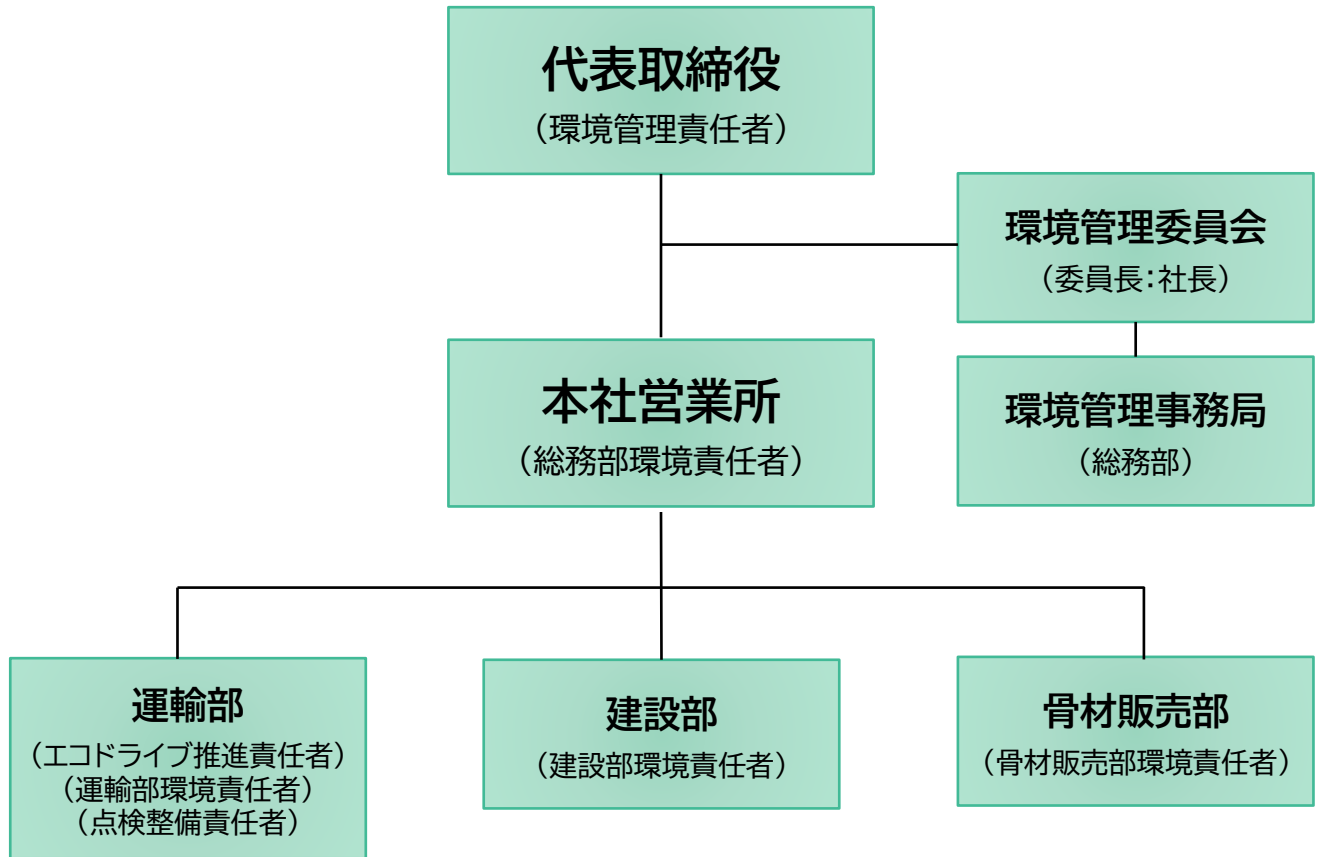
四 国 運 輸 局

3. 環境経営システム組織図

認証・登録の対象範囲

- (1)対象事業所 当社全施設
- (2)対象事業活動 当社全活動
(産業廃棄物収集運搬業、一般貨物自動車運送業、骨材販売業、建設業)

組織図



■ 代表者

- ・ 当社の最高責任者
- ・ 環境方針を定める
- ・ 環境管理責任者を指名、権限の付与
- ・ 必要な人員、設備、費用の準備
- ・ 緊急事態発生時に全体の総指揮を執る
- ・ 環境経営目標および環境経営計画の承認
- ・ 環境経営レポートの承認
- ・ 法定管理者、主任者の選任
- ・ 取組み評価、見直し、必要な指示

■ 各部門

- ・ 社員に対する必要な指示
- ・ 実施状況の報告

■ 社員

- ・ 環境への取組みの実施
- ・ 実施状況の報告

■ 環境管理責任者

- ・ 環境経営システムの総括
- ・ EA21システムの構築、実行、維持
- ・ 総責任者としての権限と責任を持つ
- ・ 見直しに必要な情報を代表者に報告

■ 環境管理委員会

- ・ 環境経営目標を定める
- ・ 環境経営計画の周知
- ・ 環境経営計画の進捗、達成状況の確認

■ 環境管理事務局

- ・ 環境経営レポートの作成、公表
- ・ 認証、登録の手続き
- ・ 環境記録の整理

4. 中長期環境経営目標

| 環境経営目標 | 単位 | 基準年 (平均) 2020～ 2022年度 | 2023年度 目標 | 2024年度 目標 | 2025年度 目標 | 2026年度 目標 |
|--------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 二酸化炭素排出量の削減 | Kg-CO ₂ | 362,454 | 358,829 以下(▼1%) | 355,205 以下(▼2%) | 351,580 以下(▼3%) | 351,580 以下(▼3%) |
| 電力使用量の削減 | kWh | 18,387 | 18,203 以下(▼1%) | 18,019 以下(▼2%) | 17,835 以下(▼3%) | 17,835 以下(▼3%) |
| 都市ガス使用量の削減 | m ³ | 2,283 | 2,260 以下(▼1%) | 2,237 以下(▼2%) | 2,215 以下(▼3%) | 2,215 以下(▼3%) |
| ガソリン使用量の削減 | ℓ | 1,215 | 1,203 以下(▼1%) | 1,191 以下(▼2%) | 1,179 以下(▼3%) | 1,179 以下(▼3%) |
| 軽油使用量の削減 | ℓ | 133,646 | 132,310 以下(▼1%) | 130,973 以下(▼2%) | 129,637 以下(▼3%) | 129,637 以下(▼3%) |
| 水使用量の削減 | m ³ | 389 | 385 以下(▼1%) | 381 以下(▼2%) | 377 以下(▼3%) | 377 以下(▼3%) |
| 一般廃棄物の削減 | Kg | 3,659 | 3,622 以下(▼1%) | 3,586 以下(▼2%) | 3,549 以下(▼3%) | 3,549 以下(▼3%) |
| 産業廃棄物の削減 | t | 193 | 191 以下(▼1%) | 189 以下(▼2%) | 187 以下(▼3%) | 187 以下(▼3%) |
| 地域活動清掃への取り組み | 達成 件数 | - | 1件/年以上 | 1件/年以上 | 1件/年以上 | 1件/年以上 |
| 化学物質の確認 | - | 化学物質を取り扱わないことを確認する | | | | |
| 工事における環境配慮 | - | 土砂崩れ防止処理・排水処理 | | | | |

・基準年度は、3年平均(2020年度～2022年度)とする

・CO₂排出係数は、四国電力:0.464kg-CO₂/kWh(2023年度・実排出係数)を使用

5. 環境経営計画

① 二酸化炭素排出量の削減

(1) 電力消費量の削減

- ・ 冷暖房温度管理(冷房:28℃、暖房20℃)の徹底
- ・ エアコンフィルターの定期清掃
- ・ 不要な照明のこまめな消灯
- ・ OA機器の待機電力削減
- ・ クールビズ、ウォームビズの推進

(2) 燃料消費量の削減

- ・ エコドライブの実施
- ・ 燃費管理表によるフォロー
- ・ 車両入れ替えをする際には低公害車両へ切り替える

(3) ガス使用量の削減

- ・ 給湯器の管理
- ・ 不要、不経済な使用の禁止

② 水使用量の削減

- ・ 節水意識の徹底
- ・ 洗車回数、洗車時間の短縮に努める
- ・ 樹木の散水に雨水を利用する

③ 廃棄物などの総排出量の削減

(1) 廃棄物排出量の削減

- ・ 廃棄物の分別を徹底
- ・ 廃棄物を分別し、有価物としての回収を促進

(2) コピー用紙使用量の削減

- ・ 両面コピーの推進
- ・ ミスプリントの防止
- ・ 資料などのデータ保存化

④ 地域清掃活動への取り組み・化学物質の確認 工事における環境配慮

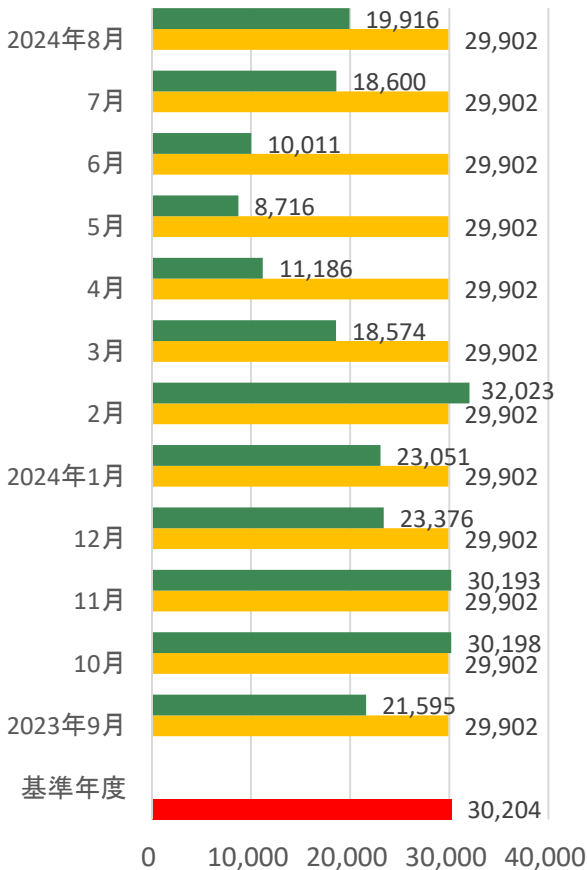
*日程…上記項目は、年間を通して取り組んでいます

6. 環境経営目標および実績と評価

二酸化炭素排出量の削減

| | | |
|---------|----|---------------------|
| 248,439 | 判定 | 実績 ▼30.7% |
| 358,829 | ○ | 目標(2023年9月~2024年8月) |
| 362,454 | | 基準年度(2020~2022年度) |

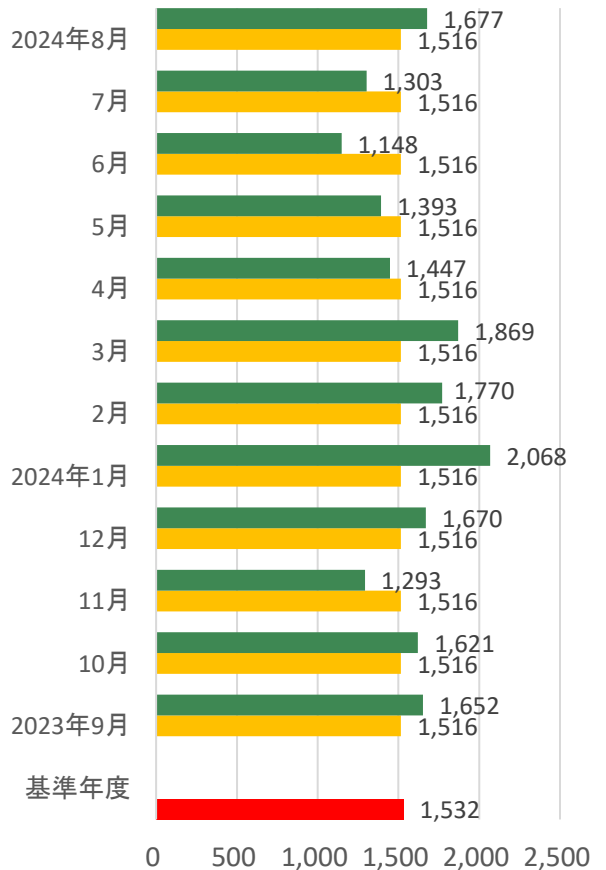
kg-CO2/月



電気使用量の削減

| | | |
|--------|----|---------------------|
| 18,911 | 判定 | 実績 3.88%増 |
| 18,203 | × | 目標(2023年9月~2024年8月) |
| 18,387 | | 基準年度(2020~2022年度) |

KW h/月

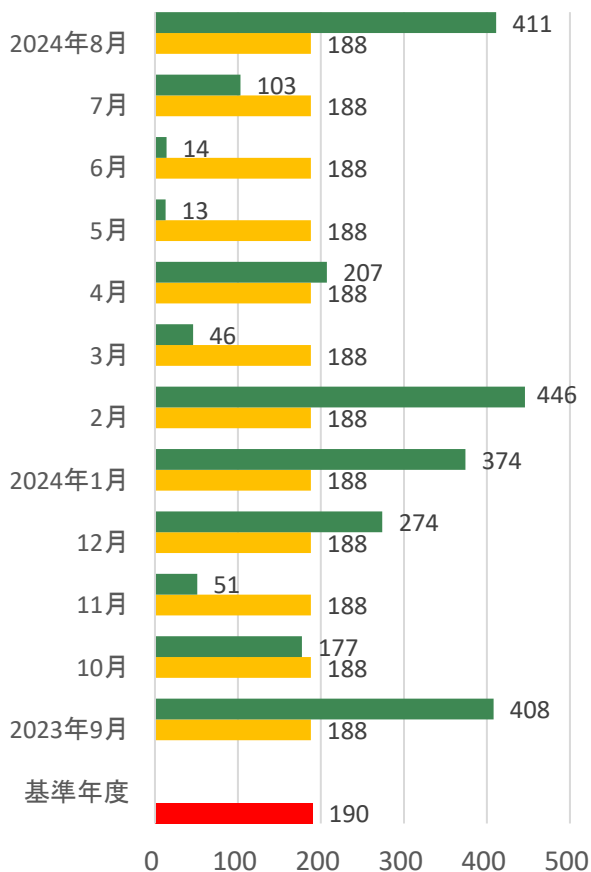




都市ガス使用量の削減

| | | | |
|-------|----|---------------------|--------|
| 2,824 | 判定 | 実績 | 24.9%増 |
| 2,260 | × | 目標(2023年9月~2024年8月) | |
| 2,283 | | 基準年度(2020~2022年度) | |

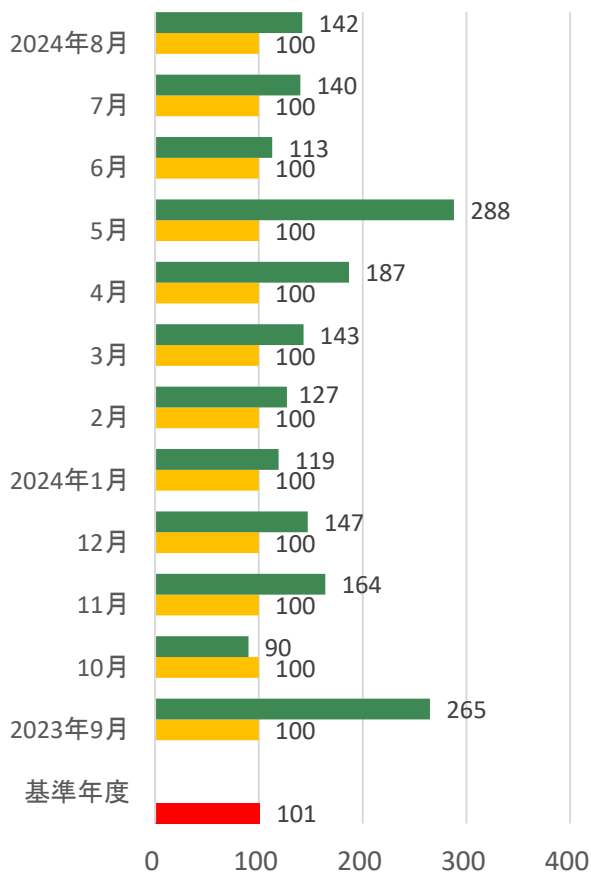
m³/月



ガソリン使用量の削減

| | | | |
|-------|----|---------------------|--------|
| 1,925 | 判定 | 実績 | 3.88%増 |
| 1,203 | × | 目標(2023年9月~2024年8月) | |
| 1,215 | | 基準年度(2020~2022年度) | |

ℓ/月

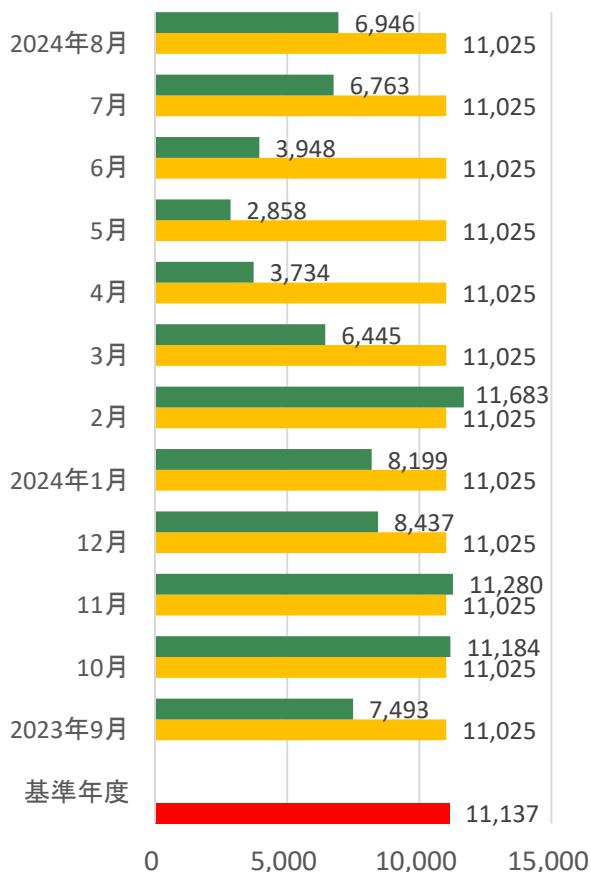




軽油使用量の削減

| | | |
|---------|----|---------------------|
| 88,970 | 判定 | 実績 ▼32.7% |
| 132,310 | ○ | 目標(2023年9月~2024年8月) |
| 133,646 | | 基準年度(2020~2022年度) |

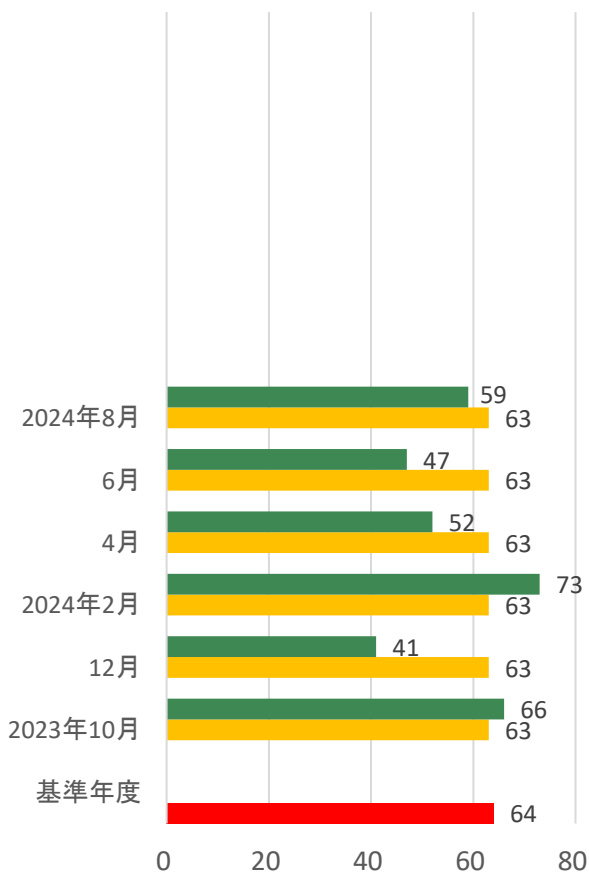
ℓ/月



水使用量の削減

| | | |
|-----|----|---------------------|
| 338 | 判定 | 実績 ▼12.2% |
| 385 | ○ | 目標(2023年9月~2024年8月) |
| 389 | | 基準年度(2020~2022年度) |

m³/月
(※2か月毎)

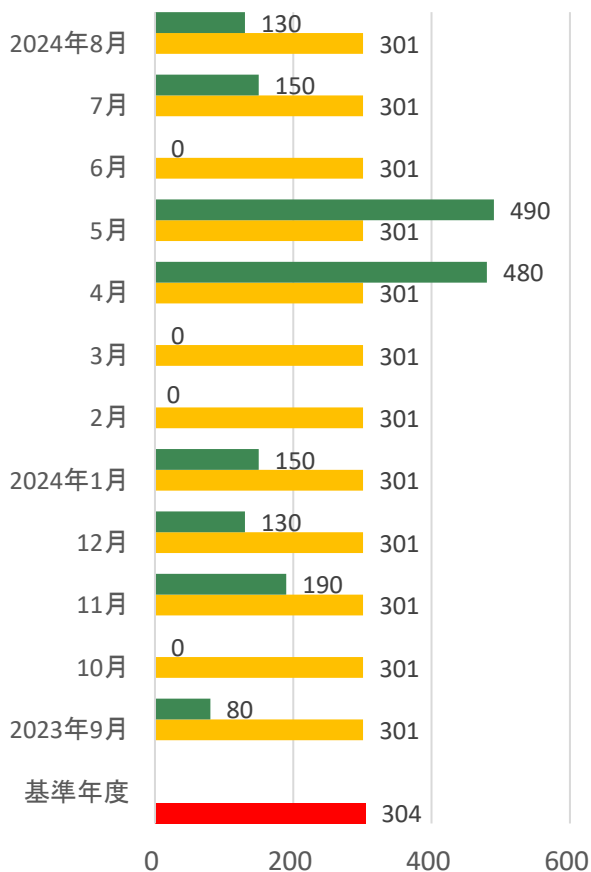




一般廃棄物の削減

| | | |
|-------|----|---------------------|
| 1,800 | 判定 | 実績 ▼50.3% |
| 3,622 | ○ | 目標(2023年9月~2024年8月) |
| 3,659 | | 基準年度(2020~2022年度) |

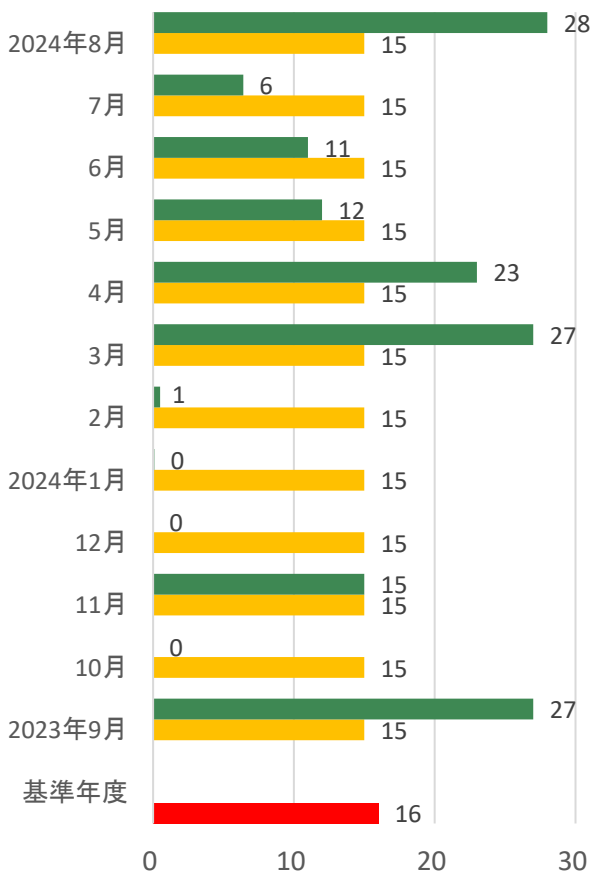
kg/月



産業廃棄物の削減

| | | |
|-----|----|---------------------|
| 152 | 判定 | 実績 ▼20.4% |
| 191 | ○ | 目標(2023年9月~2024年8月) |
| 193 | | 基準年度(2020~2022年度) |

t/月





地域清掃活動への取り組み

| | |
|----|------------|
| 判定 | 1件/年 取り組めた |
| ○ | |

化学物質の確認

| | |
|----|--------------|
| 判定 | 化学物質を使用しなかった |
| ○ | |

工事における環境配慮

| | |
|----|------------------|
| 判定 | 工事ごとに適切な処置を実施できた |
| ○ | |



7. 当年度の取組みの評価と次年度の環境経営計画（取組） 次年度の環境経営目標および環境経営計画（取組）

次年度の環境経営目標は、前述「中長期環境経営」の2024年度の通りとする

電力使用量の削減

目標値を達成することができなかった。冬から春にかけて、使用量が増加している傾向にあるため、ウォームビズの意識を周知徹底を行いたい。

都市ガス使用量の削減

目標値を大きく上回ってしまった。GHP(ガスヒートポンプエアコン)設備の老朽化も要因の一つだと思われる。※2025年に設備を入れ替え予定

ガソリン使用量の削減

ほとんどの月で目標値を超過してしまった。エコドライブの徹底と、燃費状況の周知把握を継続して行いたい。

軽油使用量の削減

目標値を達成することができた。引き続きエコドライブ活動を継続したい。

水使用量の削減

目標値を達成することができた。引き続き節水活動を継続したい。

一般廃棄物の削減

目標値を50%近く削減しているので、目標値を見直しを検討したい。

産業廃棄物の削減

目標値を達成することができた。引き続き活動を継続したい。

地域清掃活動への取り組み 化学物質の確認・工事における環境配慮

目標を達成することができた。次年度も継続したい。

8. 環境コミュニケーションの実施

環境方針の従業員への周知

環境経営方針(環境理念・基本方針)を、会議室に掲示しています。

地域貢献活動への参加

- ① 毎年7月の第1日曜日に行われている『市民大清掃』に、各自自分のエリアでの参加を推進しています。
- ② 販売部門においても、粉塵等の飛散を防止し、定期的に道路等の清掃を行い、濁水の流出防止に努めます。
- ③ 地域の清掃美化、緑化活動に積極的に取り組み、定期的に本社営業所周辺の清掃活動を行っています。



←【写真(1)…本社営業所周辺清掃活動の様子】



【写真(2)…骨材事業部周辺清掃活動の様子】→



化学物質について

当社が販売している鉄鋼スラグ系製品については、固形状の再生品であり、溶出試験分析結果報告書において、PRTR法に該当の化学物質は含まれていないことを確認しています。その他の使用材料においても、使用されていないことを確認しました。

サービスについての環境配慮

当社が行っている輸送及び建設には、低燃費車輛の使用や廃棄物運搬時の飛散防止の為の専用シートを使用しています。

建設現場においては、使用する建設機械の基準値排出ガス対策型、および超低騒音型を使用し、現場において車両停車時のアイドリングストップや、建設機械の不使用时のアイドリングストップ等、環境汚染の防止・低減に努めています。

安全性優良事業所認定制度(Gマーク)の取得



当社では、Gマークを取得し、貨物自動車運送事業において、安全性の高い事業者であることが認定されています。



9. 環境関連法規の順守状況

当社に適用となる主な環境法令等は下表のとおりで、いずれにおいても法令を順守し、適切な施工・管理を行っており、法令に抵触および違反はありませんでした。
また、過去3年間にわたって、訴訟および関係当局からの指摘もありませんでした。

| 法規制等の名称 | 該当する要求事項 | 順守評価判定 |
|-----------|------------------------|-------------------|
| 廃棄物処理法 | ・収集運搬に係る許可及び基準と設備 | 順守 |
| | ・排出事業者、処分業者との契約書許可証の保管 | 順守 |
| | ・産業廃棄物管理票の交付 | 順守 |
| | ・産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出 | 順守 |
| 道路交通法 | ・交通法規の順守 | 順守 |
| | ・過積載の防止 | 順守 |
| 大気汚染防止法 | ・二酸化炭素排出の抑制 | 順守 |
| 自動車リサイクル法 | ・使用済自動車の業者への引渡し | 順守 |
| | ・新車購入時のリサイクル費用の支払い | 順守 |
| 消防法 | ・消火器の適正な設置 | 順守 |
| | ・オイル類の保管 | 順守 |
| 下水道法 | ・異常時の報告 | 順守 |
| フロン排出抑制法 | ・3ヶ月に一回簡易点検 | 順守 |
| | ・GHPの定期点検 | 順守 |
| | ・エアコン付き重機の3ヶ月に一回簡易点検 | 順守 |
| 建設リサイクル法 | ・分別解体 | 該当なし (本年は実施せず) |
| | ・再資源化の促進 | 順守 |
| | ・再生資源の使用 | 順守 |
| 騒音規制法 | ・特定建設作業における著しい騒音の防止 | 該当なし (本年は実施せず) |
| 振動規制法 | ・特定建設作業における著しい振動の防止 | 該当なし (本年は実施せず) |



10. 全体の評価と見直し

| | | |
|----------------|----------------------|---|
| 評価及び見直しの実施年月日 | | 2024年 11月 15日 (金) |
| 評価者名(代表者名) | | 高橋 伸也 |
| 評価及び見直しの参加者 | | 環境管理事務局(総務部) 高橋 |
| 提出した情報(資料等) | | <ul style="list-style-type: none"> ①環境経営レポート ②環境経営方針 ③環境経営活動計画の実施状況 ④環境関連法規等の遵守状況のチェック結果 ⑤外部からの苦情等の有無と確認 ⑥緊急事態の想定結果 |
| 評価 | 環境経営システムが有効に機能しているか | ・エネルギー使用量は、EA21に取り組むことで、月別使用量をグラフ化することで推移が明確化した。引き続きこのデータを活用し、経営効率化に寄与させていきたい。 |
| | 環境への取り組みは適切に実施されているか | ・EA21の認証取得により、全社員の環境負荷についての意識向上が図れた。本年度は、ペーパーレスの意識を高めたことで、一般廃棄物削減に効果が得られた。 |
| 見直し(変更の必要性・指示) | 環境方針変更の必要性 | ・現時点で変更の必要性はない。 |
| | 環境目標変更の必要性 | ・一般廃棄物の削減率のみ、基準値の設定を見直す。 |
| | 環境経営計画変更の必要性 | ・現時点で変更の必要性はない。 |
| | 環境経営システム等変更の必要性 | ・現時点で変更の必要性はない。 |
| | 次年度に向けての指示 | ・目標値を上回ってしまった、電力やガスの使用方法についての再確認を行い、環境負荷への自覚を持つように、社員へ再度徹底させた。 |